

Japan tax alert

EY税理士法人

米国がEU・カナダ・メキシコに 鉄鋼・アルミニウム関税を適用、 各国は広範な報復関税で対抗へ

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

2018年5月31日、ウィルバー・ロス米商務長官は、欧州連合(EU)加盟国¹、カナダ及びメキシコから米国に輸入される特定の鉄鋼製品に対する25%の追加関税及び特定のアルミニウム製品に対する10%の追加関税について、従来与えられていた適用除外を撤回する2つの大統領布告にトランプ大統領が署名したと発表しました。

ホワイトハウスが発表した声明は、米国がアルゼンチン、ブラジル、及びオーストラリアからの鉄鋼及びアルミニウムの輸入による安全保障上の脅威に対処するための措置を確保したとする一方で、カナダ、メキシコ、及びEUからの輸入についてはかかる措置が実施されていないとしました。その上で、トランプ政権は追加関税の影響を受けるすべての国との協議の余地を残すとしています。

鉄鋼に対する追加関税が恒久的に適用除外された国はアルゼンチン、オーストラリア、ブラジル及び韓国であり、オーストラリアを除く適用除外国すべてに年間輸入割当枠が適用されます。アルミニウムに対する追加関税が恒久的に適用除外された国はアルゼンチンとオーストラリアのみであり、ここでもオーストラリアの輸出品には年間輸入割当枠は適用されません。

上記の適用対象国以外の国からの輸入に対して、2018年5月31日午前0時より上記の大統領布告によって定められた追加関税及び輸入割当枠が適用されています。

ホワイトハウスの声明は、トランプ政権が安全保障上の観点から鉄鋼とアルミニウムの輸入を引き続き監視し、必要と判断した場合には当該措置を調整するとしています。さらに声明では、232条の鉄鋼・アルミニウム関税は鉄鋼とアルミニウム業界の労働者や雇用に対してすでに著しい好影響を及ぼしており、この傾向は今後も長期的に継続すると主張しています。

詳細

背景

この追加関税は、1962年通商拡大法232条に基づく米商務省の調査及び大統領への提言において、特定の鉄鋼製品とアルミニウム製品の輸入が「米国の安全保障を損なう恐れがある」と結論付けられたことを受け、当初3月8日にトランプ大統領によって発表されたものです²。当該関税の適用開始日は3月23日でした。これに先立ち、カナダ、メキシコ、EU、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル及び韓国が、さらなる交渉の結果を待つ形で暫定的に適用除外とされました。当該関税の対象となる品目の詳細なリストは、2018年3月15日付のEY Japan tax alert「[トランプ米大統領、鉄鋼・アルミニウム製品に追加関税—日本製品も適用対象に](#)」をご参照ください。

トランプ大統領は2018年4月30日、EU、カナダ及びメキシコから米国に輸入される対象の鉄鋼・アルミニウム製品に対する関税の適用除外措置を2018年6月1日まで延長する2つの大統領布告に署名しました。同じ大統領布告の下で、アルゼンチン、オーストラリア、及びブラジルは鉄鋼とアルミニウム両方の追加関税を恒久的に適用除外され、韓国は鉄鋼の追加関税のみを恒久的に適用除外されました。

EU、カナダ及びメキシコの適用除外によって、米国はカナダ及びメキシコとの北米自由貿易協定(NAFTA)の再交渉や、EUに対して自動車への関税引下げを求めるとの時間を確保しました。

最新の動向

直近の大統領布告において、米国は、鉄鋼製品とアルミニウム製品の輸入がEU加盟国、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、オーストラリア及びブラジルとの間の安全保障に及ぼす影響について協議するための十分な時間が与えられたと判断しています。トランプ政権は、それぞれの国とのかかる協議にあたり、これらの国が米国との安全保障関係を有していることに注目しました。

さらに当該大統領布告は、鉄鋼の過剰生産や鉄鋼の過剰生産能力を縮小し、米国の設備稼働率を高め、鉄鋼製品の第三国迂回や国内市場に影響を及ぼす輸入の急増を防止するための様々な措置について、米国がアルゼンチン、オーストラリア及びブラジルと合意に達したと述べています。

2018年5月1日の時点では³、アルゼンチン、オーストラリア及びブラジルの恒久的な適用除外は30日以内に最終決定される予定となっていました。直近の大統領布告には、一部の国の具体的な輸入割当枠を含め、米国とそれぞれの国の間における最新の合意の詳細が示されています。

輸入割当枠は、2018年1月1日以降の輸入に基づき、HSコード6桁レベルで特定される対象品目に対して適用されます。それぞれの国に対する割当の効果は注意深く監視されます。大統領布告は、合意を最終決定するために必要とされる十分な代替手段が合理的な期間内に得られない場合、関税が再び課される可能性があることと明確に述べています。

直近の大統領布告は、米国の外国貿易地域(FTZ)への搬入に適用される従来の制約や、米国の関税還付制度の制約には調整を加えていません。具体的には、輸入の時点で232条の関税の対象となる品目の米国FTZへの搬入は、その後の製造と関係なく、適用される追加関税率の制約を受けます。しかし、非対象品目を用いてFTZ内で生産される製品で、FTZからの搬出及び入国の時点で232条の対象となる製品については、追加関税の対象とならないことに注目すべきです。これは、製造業者にとって、非対象品目に付加される価値に対しては追加関税によるコストが生じないことを意味しています。

米国の関税還付制度の利用に関する制約は、依然として、232条の規定に基づく追加関税の対象となるあらゆる鉄鋼製品又はアルミニウム製品について適用されます。輸入者が輸出業務も行っている場合、米国から他の市場に最終的に輸出される製品について、この制約の影響を見極める必要があります。

今後の見通し

EU、カナダ及びメキシコは、当該関税が自国の輸出に及ぼすと予想される影響に相応する報復措置を講じると直ちに発表しました。EUの鉄鋼とアルミニウムは米国の多くの業界で使用されており、また、中国からEUを経由して輸出されている製品へも影響が広がる懸念があります。

加えて、米国はEUに輸出する自動車の関税率引下げを求めており、鉄鋼・アルミニウム関税を撤回する理合せとして、今後もこの姿勢を維持する可能性が高いと思われます。EUが標的としている具体的な品目は、特定の果物及び野菜、シリアル、たばこ、化粧品、衣料品・靴、特定の鉄鋼及びアルミニウム製品、オートバイ、ビデオゲーム機等です。EUの措置の詳細及び対象品目の完全なリストは、2018年5月21日付のEY Global tax alert「[EU Counters US safeguard measures with possible imposition of significant import duties on various US products](#)」(英語)をご参照ください。

カナダも5月31日に報復措置を発表し⁴、カナダに輸出される166億米ドル相当の米国製品に対して適用される25%及び10%の関税の対象品目をそれぞれ示した2つのリストを公表しました。カナダの対象リストに掲載された米国製品は、米国の関税を反映した圧延鉄鋼に始まり、ヨーグルト、肉、ジャム、トランプカード、はがき、トイレトーパー、モーターボート、マットレス、フェルトペン等に至るまで多数に上っています。カナダは、カナダの製造業者の物価上昇リスクを軽減するため、最終消費財やカナダの消費者への影響を抑えられる代替調達国が存在する品目を特に標的にしていると表明しています。当該関税は2018年7月1日に適用開始予定であり、米国によるカナダ産の鉄鋼及びアルミニウムに対する追加関税が撤回されるまで実施されます。

2017年のカナダの対米輸出額は鉄鋼が42億米ドル、アルミニウムが72億米ドルであり、双方について最大の輸出国となっています。両国固有の通商関係や依存度を考慮すると、カナダと米国間の貿易摩擦は、国際通商と業務コストに影響を及ぼし混乱を招く可能性が高いと思われます。

また、EU及びカナダはそれぞれ当該追加関税がWTO協定及びセーフガード協定に違反するとして、WTOへ提訴を行いました。

メキシコも、カナダ、EUと同じく米国への対抗措置を講じると表明しました。米国産の鉄鋼製品とアルミニウム製品をはじめ、ランプ、豚肉製品、調製食料品、りんご、ぶどう、ブルーベリー、チーズ等がメキシコによる報復関税の対象となります。経済相によると、当該関税は、米国政府が米国の追加関税を撤回するまで実施されます。

メキシコは米国産アルミニウムの最大の輸入国であり、米国産鉄鋼の2番目に大きい輸入国となっています。メキシコによると、これらの資材は、とりわけ自動車、航空宇宙、電気産業、電子産業等の、戦略的かつ高度に統合された北米の様々な産業セクターの競争力を高めるために使用されています。

さらにメキシコは、米国が講じている措置のような、国際通商を歪める保護主義的措置に反対する立場を、声明において改めて示しました。

米国は、今や泥沼化しているNAFTA再交渉において、カナダ及びメキシコとの協議を継続するとしています。これらの3カ国は多岐にわたる課題を解決すべく懸命に取り組んでおり、とりわけ鉄鋼とアルミニウムの問題は、自動車及び自動車部品において検討されている原産地規則の見直しに直接的な影響を及ぼす可能性があります。

企業のアクション

直近の大統領布告は国別の恒久的な適用除外と輸入割当枠を定めていますが、輸入者がむしろ考慮すべきなのは、当初の大統領布告が、特定の鉄鋼製品とアルミニウム製品について米国における同等の製品の生産能力が不足していることを認め、影響を受ける国内当事者の要請に基づいて商務長官が必要に応じてかかる鉄鋼製品の輸入制限を除外するプロセスを定めたことです。ただし、適用除外を求める要請件数は10,500件を超える一方で、適用除外にあたって必要となるパブリックコメントの募集がはじまっている事案は少数にとどまっています。

追加関税の対象となる鉄鋼製品とアルミニウム製品の輸入者や輸出者、及び対象品目をういた鉄鋼製品とアルミニウム製品を使用している企業は、適用除外の有無にかかわらず追加関税による著しい影響を受ける可能性があります。さらに、これら製品には輸入割当も実施されるため、注意を要します。EU、カナダ及びメキシコから鉄鋼とアルミニウムを輸入している企業の多くは、適用除外の延長又は恒久化を当てにしてきました。特にこれらの企業は、極めて短期間で緊急の対策を策定することが必要となります。これまで述べてきたように、多くの企業にとってサプライチェーンや調達パターンを急に変更することは困難であり、結果として企業にとって多額のコスト要因となる可能性があります。

EU、カナダ、及びメキシコが公表した報復関税の対象となる品目のリストは極めて幅広く、様々な品目が含まれます。米国の輸出者は、リストを自社の貿易データと照らし合わせて注意深く確認した上で、対象品目の影響を判断するためにサプライチェーンをマッピングすべきでしょう。また、対象品目のリストは変わりうる点に注意が必要です。

すでにメキシコはリストを頻繁に変更する可能性を示唆しています。したがって、カナダ、メキシコ、又はEUへ輸出しているあらゆる企業は、必要に応じて機動的な変更を行えるよう、サプライチェーン全体をマッピングして、影響を理解し、必要なデータを集めておくことが肝要です。

巻末注

1. EU加盟国は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン及び英国です。
2. 2018年2月20日付のEYグローバル・タックス・アラート「[US Department of Commerce proposes duty surcharge on steel and aluminum imports](#)」(英語)を参照。
3. 2018年5月1日付のEYグローバル・タックス・アラート「[United States: Exemption of tariffs on steel and aluminum products reached for some countries - others extended until 1 June](#)」(英語)を参照。
4. <https://www.fin.gc.ca/activity/consult/cacsap-cmpcaa-eng.asp> (英語)。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	yoichi.ohira@jp.ey.com
原岡 由美	エグゼクティブ ディレクター	yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 201806013

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp